

医 第 1 1 3 号  
令和5年4月14日

関係医療機関の開設者 様

千葉県健康福祉部長  
(公印省略)

## 地域医療構想調整会議における「公立病院経営強化プラン」の 協議について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、地域医療構想の達成を図るため、構想区域ごとに「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」（千葉構想区域にあつては「地域医療構想調整会議」。以下、「調整会議」という。）を開催して関係者間の情報共有や各医療機関の役割分担についての検討などを推進しているところです。

先般、令和5年2月16日付け事務連絡「公立病院経営強化プランの総務省への提出等について」及び令和5年3月6日付け事務連絡「公立病院経営強化ガイドライン等 Q&A（第3版）の送付について」により、総務省自治財政局準公営企業室から、経営強化プランに係る総務省への提出方法等が示されるとともに、提出に当たっては、調整会議における協議を経る必要がある旨が示されました。

については、公立病院経営強化プランの調整会議における協議方法に関して、下記のとおりといたしますので、策定スケジュール等に御留意いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 提出を依頼する資料

##### (1) 公立病院経営強化プランの概要（別添様式1）

※現状の具体的対応方針の「機能別病床数」、「2025年において担う役割」に変更がある場合は、別添様式2も併せて提出ください。

##### (2) その他参考資料（任意）

※必要に応じてプランの全体が分かる資料を添付ください。

#### 2 提出方法

##### (1) 電子メールにより提出してください。

(2) 提出先

千葉県健康福祉部医療整備課地域医療構想推進室  
chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

(3) 提出時期

随時 ※各調整会議開催の1か月前までに資料の提出をお願いします。

**3 調整会議の開催時期及び協議方法**

(1) 調整会議の開催予定

第1回：7月～8月

第2回：10月～11月

第3回：1月～3月

(2) 協議方法

- ・ 調整会議では、提出いただいた書類の写しを公表のうえ、協議します。
- ・ 調整会議に必ず参加の上、内容説明及び質疑や意見が出た場合の対応をお願いします。

**4 留意事項**

- ・ 提出いただいた資料は、調整会議の会議資料として千葉県ホームページで公開されます。
- ・ 別添様式の記載に当たっては、令和5年3月13日付け市第2681号「公立病院経営強化プランの総務省への提出等について（通知）」に基づき別途提出する資料との整合性を図るようにしてください。
- ・ 経営強化プランの策定予定時期（県が適当であると認めた内容が記載された確認通知の総務省への提出）から逆算し、適切な時期に経営強化プランの内容について調整会議で協議できるよう、別添様式の提出時期については特に留意してください。

担当 千葉県健康福祉部医療整備課  
地域医療構想推進室 花島、嶋野  
電話 043-223-2457  
chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp